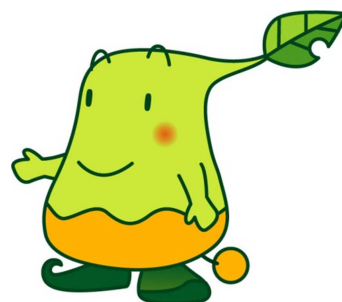


令和3年度

「真庭市木材活用リノベーション事業補助金」 を活用してみませんか？



真庭市では、市内における木材需要拡大と木材関連産業の活性化を図るため、真庭産材の購入費用が10万円以上のリノベーション工事及び別荘の新築、外構部の新設を行った市内建築業者に対し、上限30万円(補助率2分の1)、補助金を交付します。

1. 対象となる建築物等の要件

(1) 対象となる者

下記の要件をすべて満たす者

- (a) 市内に建築事業の事業所を有する個人事業主又は市内に建築事業の本店その他これに類するものを有する法人であること。
- (b) 法人市民税(個人事業主の場合は、市民税又は県民税)を完納していること。

(2) 対象となる建築物

市内に立地する建築物(家屋、外構部)で、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

- (a) リノベーション工事をしようとする土地及び建築物の所有者がリノベーション工事を実施することに承諾していること。
- (b) 真庭産材を使用した箇所のリノベーション工事が補助金の交付申請を行った年度内に完了できること。
- (c) 補助対象事業の実施年度に真庭市起業支援事業補助金、市の他の制度による補助又は国、県その他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- (d) リノベーション工事をしようとする建築物が空き家(個人が自ら居住することを目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に所在する建築物)でないこと。
ただし、3等親以内の所有者から購入した空き家及び土地は除く。

(e) マンションその他の集合住宅にあつては、所有者及び入居者がリノベーション工事を実施することを承諾していること。

(f) 真庭産材の購入費用が10万円以上であること。

(g) リノベーション工事をしようとする補助対象建築物が、補助対象者の所有又は管理するものでないこと。

2. 受付（申込み）期間等

令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで。

（但し、予算額に達した時点で受け付けを終了します。）

3. 補助金の額

真庭産材購入費10万円以上に対して2分の1 上限30万円

※同一の年度内における同一の補助対象者による補助金の交付の申請は5件を限度とし、同一箇所への補助金の交付の申請は1件を限度とする。

4. 交付申請に必要な書類

必要書類は下記のとおりです。

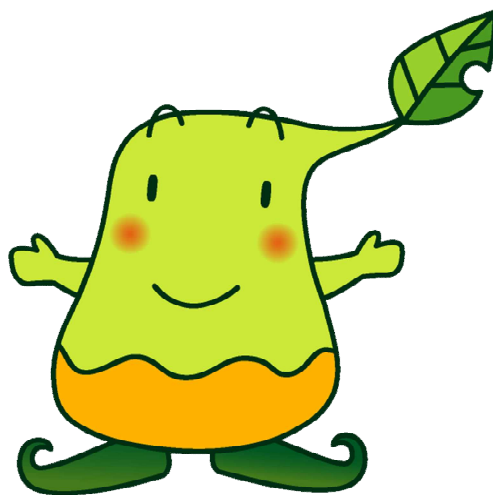
交付申請に必要な書類

- (1) 真庭市木材活用リノベーション事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 真庭市木材活用リノベーション事業確約書（様式第2号）
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 履歴事項全部証明書又は確定申告書の写し若しくは住民税申告書の写し
- (5) 契約書の写し
- (6) 別荘の新築の場合は、確認済証又は建築工事届の写し
- (7) 真庭産材納材内訳書（別紙1）
- (8) 工事箇所の図面及び写真



5. 申込み方法及び手続の流れ

- (1) 交付申請書(様式第1号)の提出
添付書類を添えて申請してください。
↓
- (2) 審査及び交付決定通知書(様式第3号)の送付
申請内容の審査を行い、適当と認められた場合、交付決定の通知を行います。
↓
- (3) 実績報告書(様式第6号)の提出
補助金交付の要件を満了した後、添付書類を添えて実績報告を行ってください。
↓
- (4) 現地における検査(完了検査)
現地において完了検査を行います。
↓
- (5) 確定通知書(様式第8号)の送付
実績報告書の内容と完了検査で適当と認められた場合、確定通知書を送付します。
↓
- (6) 補助金請求書(様式第9号)の提出
補助金額の請求を行ってください。
↓
- (7) 補助金額のお支払い
補助金額をご指定の口座に振り込みます。



■ 申込み・問い合わせ先

真庭市役所 産業観光部 林業・バイオマス産業課
〒719-3292 岡山県真庭市久世2927-2

TEL (0867) 42-5022 FAX (0867) 42-3907

MAIL biomass@city.maniwa.lg.jp

URL <https://www.city.maniwa.lg.jp/>